



<論説>ジャーディン・マセソン会社史研究序説

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002135

ジャーディン・マセソン会社史研究序説

西村孝夫

一 研究の課題

ジャーディン・マセソン会社⁽¹⁾ Jardine, Matheson & Co, Ltd. [以下J・M・Co.と略する]は、今日でも日本に現存するイギリス系貿易会社の一つであるが、その総本店はホンコンにある。⁽²⁾日本人になじみ深いスコッチウイスキーなどを輸入しているので有名である。しかし、この会社の起源と歴史とを知る者は存外少い。知ろうとする者はなおさら少い。

この会社の起源はイギリス史上有名な、あの選挙法改正 Reform Bill [一八三二年、わが天保三年]の昔に遡る。真の起源は、さらに一七八二年〔天明二年〕、丁度イギリス綿紡績業発展の画期に発している。この会社の歴史を研究する意味、価値は一体どこにあるか。

まず第一に、アヘン戦争〔一八四〇―四二年〕の前後、とりわけ東インド会社の中国貿易独占の廃止、一般イギリス商人へのその開放〔一八三三年立法、翌年実施〕から戦争後にかけて、多数のイギリス私的貿易業者 Private traders がマカオ、カントン、さらに一八四一年占領後のホンコンに地歩を占め、対中国貿易を積極的に

推進し始めた、その中でも重要な商社としては、

- ① Jardine, Matheson & Co. (渣甸または怡和洋行) —— 一八三二年設立
- ② Gibb, Livingston & Co. (叻行) —— 一八三五年設立
- ③ Gilman & Co. (太平洋行) —— 一八四一年設立
- ④ David Sasson & Co. (老沙遜洋行) —— 一八四四年支店開設
- ⑤ Shewan, Tomes & Co. (旗昌洋行) —— 一八四五年頃設立、一八九一年改組
- ⑥ Reiss, Bradley & Co. (泰和洋行) —— 一八四六年設立
- ⑦ Dodwell & Co. (天洋洋行) —— 一八五一年同、一八九一年改組
- ⑧ Butterfield & Swire (太古洋行) —— 一八六九年支店開設
- ⑨ John D. Hutchison & Co. (和記洋行) —— 一八八二年設立

これらの中、ユダヤ系で主なものは④、スコットランド系で主なものは①、⑧である。いずれにせよ、旧来の東インド会社の独占貿易に挑戦し、これと質を異にする新しい型の貿易商人であって、イギリス産業革命の中心となった綿業、金属工業、毛織物工業などの製品の輸出と、中国産の茶、絹の輸入を担当し、時にはインドで東インド会社が生産・販買するアヘンの売込みさえ辞さない商人達であった。

とくにジャーディン・マセソン会社は、資本金額、活動範囲において最大の商社であったばかりでなく、アヘン戦争の渦中にホンコン、南京条約直後に上海、日英修交通商条約直後に横浜と、逸早く商機をつかんで積極的な進出を行なった。一八五二年六月一二日ロシアの遣日通商使節をのせたパルラダ号がホンコンに入港したさい、ゴンチャロフは、その『日本渡航記』の語句によれば、こう感じた。「この広袤たる香港湾の一角に、造船所を

持ったチャーヂン・マゼソン商會が建っている。私達は四人づれで、このイギリス人の不屈の精力と底知れぬ貪欲と企業欲の見本を見に行った。⁽⁴⁾ 当時ロシアはイギリスと対抗的な立場にあり、一八五四―六年のクリミア戦争を念頭におくとき、このロシア人の眼にも大きく映った会社の偉容を知ることができる。

それはともかく、このような新しい貿易業者と旧来の古いタイプの貿易商人、とくに東インド会社と比べてどのような経済活動の差を示し、本質上どのような経済的性質の相違をもつかという問題がある。とくにスコットランド系でもある、この商社の歴史を仔細に検討することは、いわゆる「前期的」商人資本としての独占的イギリス東インド会社を、自由貿易を推進する新しいタイプの「近代的」商人と具体的・実証的に比較・分析するという意義を有する。

第二に、この会社の形式上の創立はなるほど一八三二年であったが、その実質的な起源と前史とは実は一七八二年、すなわちまさにイギリス産業革命の開始期（スミス『国富論』刊行後六年）に遡る。この事實は、イギリス産業革命の進行が、イギリス東洋貿易の展開にどのような作用を及ぼし、また後者は前者にどのような関連を有したかという歴史的興味を喚起する。産業革命中にイギリスの東洋貿易の構造は大きく転換するが、この転換を担った商人達が右の私的貿易業者達であった。その転換の歴史がジャーディン・マセソン会社の経営史的展開の中に如実に現われているはずである。

第三に、この会社の創始者の一人ジェームズ・マセソン James Matheson, 1796-1878 がエジンバラ大学出身者で、一八二七年カントンで自ら創刊した自由貿易商人の機関紙“Canton Register” (1827-43) において文筆活動に参加し、とくに取引先の書籍取扱業者 Smith Elder & Co. 宛の書簡中に、スミス、リカードウ、マカロックなど古典派の著書を送るように注文している史実は、古典学派思想の実践的展開のプロセスを示唆するとい

う思想史・学説史的な興味をそそるものである。⁽⁶⁾ 本誌研究ノートを参照されたい。

また第四に、他の貿易業者にも例がない訳ではないが、とくに J・M・Co. は上記の通り日英修交通商条約締結（一八五八年、安政五年）の翌年直ちに、いち早くわが国横浜に支店を開設し（英一番館）、幕末・維新时期における日本の対外貿易史の上でも特異・顕著な地歩を占める。イギリス東洋貿易史、あるいは逆に日本の幕末・維新时期の対外貿易史を具体的に商人の活動を通じて明らかにしようとするれば、どうしてもこの会社の歴史の研究に手を染めざるをえない。イギリス商人が占めた地位の大きさは既に先学の労作に明白であるが、これを一步突込んで貿易活動の具体相において把握する試みが必要である。これに関連して、維新の際、伊藤博文、井上馨の両名その他が、横浜支店長ケズウィック William Keswick, 1834—1912 のあっせんによって渡英したといういきさつも仲々興味ある史実ではある。⁽⁸⁾

最後に、最近の学界で急に重要な研究分野となった経営史学の側面から見ても、徒手空拳の若い青年がはるばるスコットランドから中国、インドに来て実業家への人生を歩み始め、イギリス東インド会社、インド人、ポルトガル人あるいは中国人との対立・抗争を背景に漸次巨大な資本、企業を築き上げ、最後には中国、日本の政治権力に借款供与を通じて食込んでいった過程は誠に興味あるテーマである。⁽⁹⁾ とりわけ、この会社が、厳格な同族主義 (Muckle Hoo's Principle) を堅持し、既に一八四四年の登記法 (Registration Act, 7 & 8 Victoria, c. 110) 及び一八五五年の有限責任法 (Limited Liability Act, 18 & 19 Victoria, c. 133) によって株式会社の準則主義が確立されていたにも拘らず、⁽¹⁰⁾ 一九〇六年に至ってやっと株式会社に移行・改組された点は、日本の会社企業形態史との比較の観点からも好テーマとなるはずである。

ただ筆者自身の個人的な研究意図との関連からいえば、ここ十数年来「イギリス近代東洋貿易史」を追求して

来て、最近に至りやつとイギリス東インド会社とインドの木棉工業との関連についての研究が一段落ついたので、⁽¹¹⁾第二段としてイギリス資本と中国、日本の諸経済との歴史的関連を、この J・M・Co. という媒介項に焦点を合せながら研究をさらに続行したいと考えている。

以上に列挙した諸課題は今後の研究の途上で、一つ一つ解決し、果されるはずであるが、この序説では今後の研究の手がかりとするため、この会社の歴史的研究に必要な主要基本文献を示した上で、年代順に会社の略史を展開しつつ、上記の諸課題を出来るだけ具体的かつ詳細に説明しておこうと思う。

二 史料と文献

ジャーディン・マセソン会社史の最もオリジナルな史料は、一九三六年までにホンコンの一倉庫で発見され、現在ケムブリッジ大学図書館に保管されている

(1) The Jardine Matheson Archives

がある。これは最近の同図書館からの書簡によると、未だ完全に整理がついていない状況で、これを閲覧したい者はロンドンの姉妹会社マセソン会社（後出）の許可をえなければならず、したがってプリントして公刊される望みは今のところない。ただグリーンバーク氏が一七九七年—一八四三年まで、⁽¹²⁾またアメリカのフェアバンク氏によれば、⁽¹³⁾Geralde Yorke が一八四四年頃までを閲覧したというが、その前と後の部分については両氏ともノー・コメントである。ともかく、この文書にはカントンの発の書簡集の写し Letter Books、四〇箱以上の大きな箱に収められたカントンの宛書簡のオリジナル Correspondence In 及び会社の帳簿類 (Account Books—元帳 Ledgers, 売上計算書 Account Sales、交互勘定 Accounts Current、日記帖 Journals、送り状 Invoice Books、時価表 Prices

Current などを含む)があり、会社史研究上不可欠の文書であることは明白である。フェアバンク氏のいう Harvard Business School の Baker Library に所蔵する the Heard and Forbes Papers 中の文書にも会社関係のものがあるというが、その内容は詳細に示されていない。なおこの文書については横山英「ジャーディン・マゼソン商会文書」史学雑誌六八編六号に詳細な資料紹介がある。

つぎに大英博物館に一部(第一三卷三二、三三号)を欠いて所蔵している

(2) Canton Register, 1827-1837.

は、当時の会社の活動やジェームズ・マゼソンの考えを知る上に貴重な史料である。これは一八四三年まで発刊されていたように、他の人はいうが、大英博物館に存するのは一八三七年までである。

この(2)から度々抜すいをとっているのが、これまた当時の中国の事情、外国人の動きを知るために不可欠な

(3) Chinese Repository, 1832-'51, 20 vols.

であるが、これは最近丸善から写真版で刊行され、入手し易くなった。会社の創始者ウィリアム・ジャーディンやジェームズ・マゼソンの動きを伝えている。

以上がオリジナルなドキュメントで、これに続く会社自体の刊行物、あるいはマゼソンの著書がある。すなわち

(4) Jardine Matheson & Co., Jardine Matheson & Co., Ltd, An Outline of the History of a China House for a Hundred Years 1832-1932, Hong Kong 1934, priv. print. 88 pp. (Hongkong Univ. Lib. に所蔵複製済)

(5) ジャーディン・マゼソン・アンド・カムパニー(ジャパン)・リミテッド『日本に於ける百年、英一番館、安政六年—昭和三十四年』(非売品)

(6) Matheson James, *The Present Position & Prospects of the British Trade with China*, London 1936.

(British Museum 蔵、複写済—本誌研究ノート参照)

がそれである。(4)・(5)は簡単なもので、学術的に価値高いものではないが、会社の略史を知る上に手頃であり、(6)はマセソンが、中国貿易自由化(とくに中国側の態度の好転)を要求して、イギリス政府に訴えるその発言を示して面白⁽¹⁴⁾。マセソン家の家系を詳細に研究した

(7) Mackenzie, A., *A History and Genealogy of the Mathesons*, 1886 (British Museum 蔵、複写済)

とともにマセソン関係の史料である。

次に多かれ少かれ J・M・Co. に関連した第二次的な文献としては、

(8) Morse, H. B., *Chronicles of the East India Co. trading to China, 1635-1834*, 5 vols., 1926-9 (筆者蔵)

(9) Greenberg, M., *British Trade and the Opening of China 1800-42*, Camb. 1951. (大阪府大蔵)

(10) Fairbank, J. K., *Trade and Diplomacy on the China Coast, The Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, Vol. 1 1953, Vol. 2 1956, Camb. (大阪府大蔵)

(11) Eitel, E. J., *Europe in China, The History of Hong Kong*, 1895 (京大東洋史)

(12) Eames, J. B., *The English in China 1600-1843*, London 1906 (同)

(13) Michie, A., *The Englishmen in China during the Victorian Era*, 2 vols., Edinb. 1900 (同)

(14) Pritchard, E. H., *Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations 1750-1800*, Washington 1936 (京大
人文研)

(15) Holmes, H., *My Adventures in Japan*, London 1859 (未確認)

など、邦文では

(16) 内田直作「在支英国商社怡和洋行の發展史的分析」(一)・(二) 東亜同文書院『支那研究』五一・五二号
〔昭14〕(大阪市大)

(17) 松田智雄『イギリス資本と東洋』〔昭25〕(筆者蔵)

(18) 矢野仁一『アヘン戦争と香港』(大阪府大)

(19) 服部一馬「高島炭坑とジャーデイン」マジンソン商会「小松芳喬教授還暦記念論文集所収」。

がある。(16)は比較的まとまった唯一の邦文文献であり、手軽に入手しうるが、ただ典拠が示されていないのは残念であり、今後のオリジナルな研究によって修正されるべき点が多々見られる。

なお、会社の主要な経営者なり、その活動については中国側やポルトガル及び日本側の史料にも何らかの記録、覚え書きがある筈であるが、これについては寡聞な筆者にはさし当り、佐々木正哉編『鴉片戦争の研究』(資料篇)、梁廷柵『粵海関志』(第八冊夷商雜識)、『籌弁夷務始末』、『夷氛記聞』、『林文忠公政書』あるいはオールコックやサトウらの手記などが思い浮ぶのみで、西洋史、中国史、日本史の専攻者からの教示に俟つところ大きい。

三 会 社 略 史

ジャーデイン・マセソン会社の歴史を通観すると、一七八二—一八三一年までの「前史」の部分、一八三二—一九〇五年の「本史一、商会時代」の部分、一九〇六—一九四四年の「本史二、株式会社時代」、一九四五年以降の「後史」の諸部分に分かれうると思う。その区分と命名の理由は以下に示されるが、簡単に前もって概括しておけば、「前史」はこの会社が設立される(一八三二年)までの間に辿った諸々の系譜と継受関係をさしている。

「本史一、商会時代」というのは設立後も、この会社が株式組織を採用せず、もっぱら同族で固められたパートナーシップ、日本流に言えば「合名会社」的な「商会」として存立した時期であり、同時に会社の資本蓄積が主として行なわれた時期である。次に「株式会社時代」はいうまでもなく一九〇六年の改組を行なった後、中国の経済にがっちり食い込んでいった時期を指し、いわば第一次大戦と第二次大戦との間の帝国主義時代に対応する会社の動向を示している。第四の「後史」というのは、会社がなおホンコン・日本各地に現存している以上、不適當な命名かも知れないが、中国の戦後の革命やイギリス本国経済の変質過程に対応して、著るしくその活動範囲が狭まってしまったのは否定できないので、一応こう命名して区別してみた。

この叙述からも知られるように、会社の歴史的変遷は、たえず本国イギリスの資本主義発達史ならびに世界、とくに東洋の経済的動向の中において理解されるという方法的配慮が前提となることは銘記される必要がある。

I 前 史（一七八二—一八三一年）

イギリス東インド会社は、インドについては一八一三年、中国については一八三三年までともかくも、東インド貿易を独占的に営む特権を認められていた。しかしこの独占は会社の内・外より働く二つの要因によって蚕食されつつあった。一つは会社の貿易船 *East Indiamen* による「私貿易」*private trade or privilege trade*（これに対し東インド会社の貿易を *Company trade* という）の慣行、他はイギリス法の適用範囲外にある外国の国旗の下にかくれたイギリス（とくにスコットランド）商人、海運業者の進出であった。

前者は、既に別の機会にも詳説したように、一六五〇年頃から認められ始めた制度で、⁽¹⁷⁾ 最初は「会社貿易」の独占の対象となる禁制品とそうでない許可品目を区別して、後者のみの私的取引を会社使用人に許し、会社貿易

船の船腹の一部をそれにあてることを認めた。しかし、この私的貿易の利得は禁制品目についてこそ大きなものとなりうるのだから、一六七四年には往路五トン、復路総トン数の五パーセントの限度内で多少許可品目の枠を拡張、さらに一六九四年には特許状にもこれを明記した。十八世紀末には九六—九九トンまで認められた。しかしこの私貿易を許された者は大体高級の船員に限られ、一例をあげれば、七五五トンの船の場合、件の九六トンは Commander—56, First mate—8, Second mate & Surgeon—6, Purser—3, Midshipmen & Quartermaster—1, et cetera. とかうように割当てられた。⁽¹⁸⁾

禁制品目としては、イギリスからの輸出品では毛織物、軍需・造艦材料、イギリスへの輸入品ではインド経由の茶、陶器、生糸、南京木綿、中国から直接の絹、麝香、樟脳、アラク酒、砒石であったが、⁽¹⁹⁾ これらも一定金額を納めさせて数量を限りながら認めざるをえなかったこと前述の通りである。一七八六年には会社使用人相互の密告制をとって違犯を取締ったが、奏功しなかった。こうして船長は五回も航海すれば二万磅も儲け、パーサーでさえ産を積み、船舶を購入する資力をもつに至ったという。こうした私的貿易の著例が J・M・Co. の創始者の一人、ウイリアム・ジャーディンで、彼は後にも見るように会社船の船医として七トンの私貿易を許されて資力を蓄えたのである。

次に、外国国旗の下に行なわれたイギリス、とくにスコットランド人商人の進出も、全く先例がなかった訳ではなく、つとにわれわれは一六九五年のスコットランド東インド会社 (Darien Company) や一七二八年オステンド (ベルギー北海岸) を根拠とするオステンド・カムパニーの先例を知っている。⁽²⁰⁾ しかしさらに、イギリス東インド会社自体も、たといギリス国王に独占を認められても、中国側との通商交渉に度々失敗して貿易拡大を望みえなかったし、⁽²¹⁾ インドにおける様々な諸問題の山積によって度々窮境に迫込まれていた。したがって、イギリ

ス国内、とくに新興産業地帯（リヴァプール、マンチェスター、バーミンガム、グラスゴー、ノーリッチ、エクゼターなど）はこの独占貿易に割込み、自由に参加すべきことを公然と表明していたが、一応、東インド会社の独占が一七九三年の特許状によって認められていた限り、イギリス人でないという口実、すなわち外国国旗の下に隠れて行動する他はなかった。一八三二—三年中国貿易開放まではこの方法で進出したイギリス貿易業者が多かった。⁽²²⁾ こうした私貿易業者の活躍を支えたのが、いわゆる Agency House であった。

あたかも会社船医ウイリアム・ジャーディンとデンマーク領事ジェームズ・マセソンの結合から J・M・Co. が設立されたように、私的貿易業者という新しいタイプの商人は、この二要因の絡み合いの中に発生して来た。ジャーディンも、マセソンもスコットランド人であった意味合いの一半がこれで判明する。

さて、一七八二年カントンの Imperial Factory（オーストリー商館⁽²³⁾）の商館長であった John Reid と当時カントンにおける唯一の無免許商人 unlicensed merchant であった John Henry Cox とが “Cox & Reid” というパートナーシップを結んでいた。リードはスコットランド人で、一七七九年オーストリア領事および商館長としてカントンに來住し、一七八七年 Imperial Austrian Co. の破産によって中国を去ったが、一時後出のダニエル・ビールと組んでオステンド——アメリカ間の皮革貿易に共同出資したこともある。このコックス・アンド・リードこそ J・M・Co. のそもその前身・起源であったことは漸次順を追って説明する。

一方のコックスはその父ジェームズ・コックスを通してダニエル・ビールを知っていたが、父ジェームズ・コックスは一七六〇—八八年ロンドン（103 Shoe Lane, Holborn, London）で有名な音楽時計かけ musical clockwork⁽²⁵⁾、いわゆる ‘singsong’ の製造業者であった。こうした関係で、一七八七年（四月二二日）プロシア領事の任命を受けたダニエル・ビールとジョン・ヘンリー・コックスとの間にコックス・アンド・ビールというパ

ートナーシップがカントンに出来た⁽²⁶⁾。リードのオーストリア領事とダニエル・ビールのプロシア領事との二つの資格のつながりは明白でない。ダニエル・ビールは一七七七年東インド会社船ローヤル・シャーロット Royal Charlotte 号の船長書記⁽²⁷⁾ captain's clerk をしていたが、ハンティンドンの出身であり、かつて一六八六年イギリスに帰化したユグノー教徒の Barbots 家のエリザベスと結婚し、二児を儲けた。バーボット家がインド商品の輸入業者であったことも注意しておこう⁽²⁸⁾。ともかくビールのプロシア領事の資格が J・M・Co. 設立まで連続とつながり、前駆諸パートナーシップのいわば「錦の御旗」として利用されたことを順次見るであろう。

一七八七年コックスがカントンを去ったが、実は東インド会社と紛争を起こしたからであるが、⁽²⁹⁾ ビールにはプロシア領事の旗印があったので事業を続け、その弟、十七才のトーマスを領事秘書として共同経営を行なった。

一七九三年にはビール兄弟にさらにデイヴィッド・リード David Reid が加わった。後者はベンガル兵営の士官であったが、デンマーク皇帝から歩兵大尉に任命され、東インド会社船のパーサーであったロバート・ハミルトン Robert Hamilton と来広した。そして上記の如くビール兄弟と一緒に“Beale, Reid & Co.”を組織したのである⁽³⁰⁾。

ところでダニエル・ビールは一七九七年帰国したが、その前年弟トーマスをプロシア領事に任命させている(一八〇二年)。このトーマスの資格に基づいて、先記ロバート・ハミルトン、デイヴィッド・リードと、さらに“free mariner”⁽³¹⁾といわれたアレクサンダー・シャンク Alexander Shank の四名で、各自均等の四分の一持分 (in equal fourth shares) ⁽³²⁾ で、一七九九年“Hamilton & Reid & Beale”というパートナーシップを形成したが、一八〇〇年にはハミルトンが引退して、“Reid & Beale”となった。

一八〇一年に至り、イギリス金融業界の大立物(ウェストミンスター⁽³³⁾の金匠)フランシス・マニアック Francis

Magniac が予てよりその長男チャールズ Charles (1776-1824)⁽³³⁾ をこのパートナーシップに加入させたかと思ひ、トマス・ビールプロシア領事の副領事という資格で参加させた。これが 'Reid Beale & Co.' である。Magniac 家は前述のバーボット家と同じくエグノー教徒の出であった。

一八〇三年には恐らく Reid が脱退したものであろうか、'Beale & Magniac' と改称し、同五年にはチャールズの弟ホリングワース Hollingworth (1786-1867) も領事秘書という資格で来広し、これに参加した。一八一一年にはトマス・ビール、マニアック兄弟及びアレクサンダー・シャンク四名の、'Beale & Co.' となった。

その後、一八一五年トマス・ビールの経済的破綻による脱退、一八一七年シャンクの死亡に伴い、順次 'Shank & Magniac'、'Charles Magniac & Co.' と改組し、遂にマニアック兄弟の手に事業が掌握された。一八二四年チャールズが死亡し、その弟のダニエルが参加して 'Magniac & Co.' と改称した。領事資格はハミルトンに継承されていることになる。⁽³⁴⁾ この商会は貿易のみでなく、為替業務をも兼営していた。⁽³⁵⁾

さてこの時期になると、そろそろウィリアム・ジャーディン、ジェームズ・マセソン兩人が登場してくる。まずジャーディンは一七八四年二月二四日、スコットランドの Dumfriesshire の Lochmaben 教区 Broadholm にアンドリューの息子として生まれ、若い時医学を学び、東インド会社船の船医 surgeon として一八〇二年初めてインドに赴いた。⁽³⁶⁾ 一八一九年には船医を辞し、ボムベイで自由貿易商人としての第一歩をふみ出した。ロンドンの旧南洋会社 Old South Sea House のトマス・ウィーディング Thomas Weeding と新造船 Sarah に関するパートナーシップに入り、またボムベイのパルシー (Parsee—祇教徒) 商人 Franjee Coasjee とも組合った。しかし一八一八年の末、中国に渡った時に知り合ったホリングワース・マニアックとの関係から一八一九年より 'Magniac & Co.' と提携し、一八二六年には正式にパートナーとして加入した。⁽³⁸⁾

次に、ジェームズ・マセソンは一七九六年一月一七日スコットランド Sutherlandshire の西海岸 Loch Shin の Lairg 近くで生まれた。その父は Donald Matheson 大尉であった。エディンバラ大学卒業後、一八一三年カルカッタで叔父の経営する⁽³⁹⁾ 'Mackintosh & Co.' に勤務することになった。この間仕事上の失敗に悩んでいた彼はある船長がカントン行きを勧め、一八一八年カントンの赴き、ここでジャーディンと知り合った。一八一九年にはカルカッタのロバート・テイラー Robert Taylor と提携している。一八二三年にはデンマーク領事としてカントンに定着し、カルカッタのスペイン商人 F. X. de Yrissari とともに 'Yrissari & Co.' を設立したが、一八二七年この商人が死去したので、自分の甥アレクサンダー Alexander Matheson と 'Matheson & Co.' を組織した。また一八二八年一月には上記 'Magniac & Co.' にも加入し、フィリッピン、メキシコ方面のスペイン商人と有していた取引関係を利用した。

こうしてジャーディン、マセソン兩人ともに 'Magniac & Co.' に関係をもち、この商会は東インド会社のライセンス（アヘン貿易の）をもっていたので、兩名の中国に齎すアヘンを売捌くエイジェントとなったと思われる。ジャーディンがインド——中国間の航海に従事し、マセソンはインドとの関連があり、マニアックが中国に売込む訳である。⁽⁴⁰⁾ マセソンがカントンで、自由商人のための英字新聞 "Canton Register" を発刊し出した一八二七年、マニアック兄弟はパートナーシップを継続したままロンドンに引き揚げ、事業はもっぱらジャーディン、マセソン兩名が行なった。しかし一八三二年六月三〇日、近づく中国貿易独占の廃止に備えて 'Magniac & Co.' を解消し、翌日をもってジャーディン・マセソン会社の第一歩をふみ出すことになった。

ここまですを「前史」と称するのだが、では彼等私貿易業者のこの頃の取引商品は何であったか。前にも一言したように、正式に認められた品目は、イギリスからの輸出品では綿製品、時計仕掛（いずれもイギリス新興工業

の製品であることに注意し、中国その他からの輸入品では毛皮、人参などであったが、たとえば前記のジョン・ヘンリー・コックスの場合、ベンガルで造船した Supply, Enterprise 二船でカルカタから綿花、アヘンを積送したので、そういう品目も漸次加わった。⁽⁴²⁾ とりわけ、一八一五年以降は、'singsong' のような時計仕掛が中国でも製作されるようになったので、東インド会社の禁制した品目の茶を扱い、さらに上記パートナーシップはいずれも例外なくインドのマルワアヘンの中国輸出に従事しはじめた。

アヘン貿易については別の機会に詳細に取上げる予定であるが、簡単に見ておくと、東インド会社は従来ガンジス河中流のベナーレス及びパトナ地域のアヘン栽培にのり出し、あるいはその買占めを計り、これをカルカタで公売して、ライセンスを与えた私貿易業者をして中国に売捌かしたものであるが、後者やパルシー商人、ポルトガル人がマルワ地域（インド西部 Madhya Pradesh の一部）のアヘンをボムベイから積出すに及んでこの地域にも独占の手を拡張、一八三〇年頃支配下においた。ここではボムベイで公売が行なわれた。品質からいうとベナーレス、パトナのアヘンがまさっていた。⁽⁴³⁾ いずれにせよ東インド会社の茶、生糸などへのインヴェストメントの半分以上がアヘン売却代で賄われていたのだから、かつてはげしい「対抗」関係にあった東インド会社と私貿易商人との間には「共生」関係が成立しはじめており、独占廃止の事情もさこそと肯ける。アヘンの売込みにについては両者全く利害を一つにしていた。

II 本史一、商会時代（一八三二—一九〇五年）

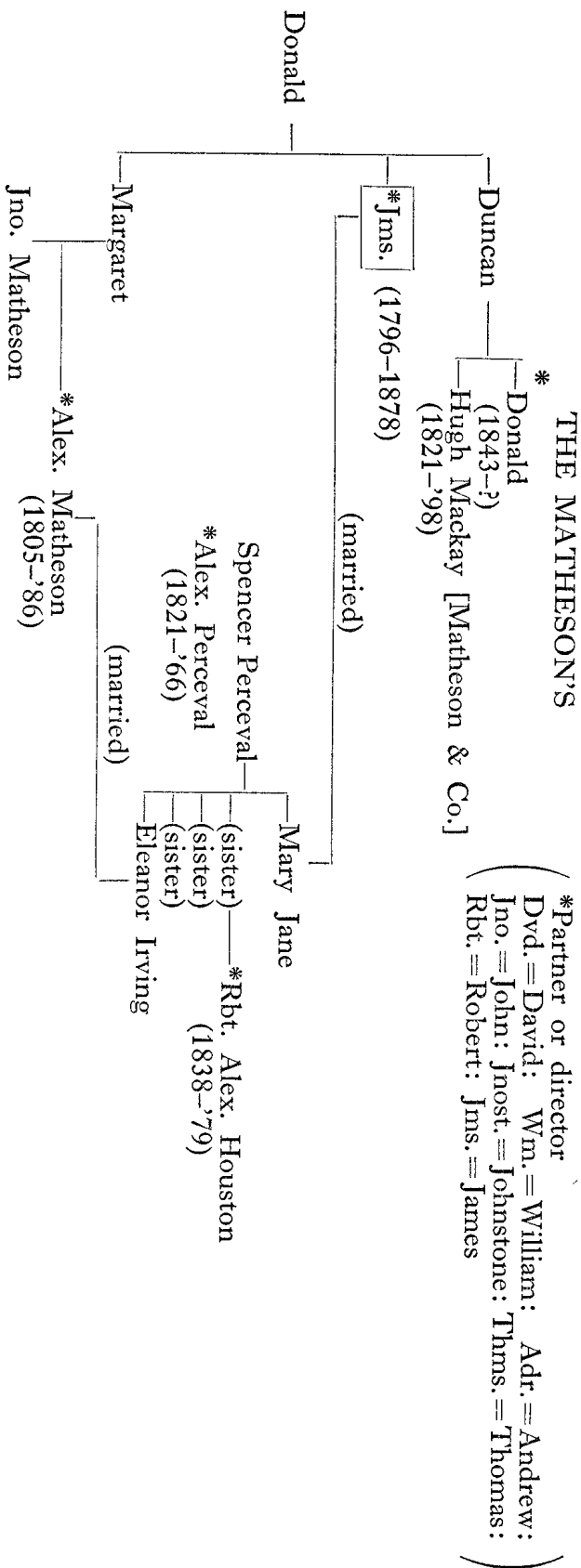
一八三二年七月一日、その後一世紀半存続するジャーディン・マセソン会社の基礎が置かれた。この会社の株式会社への改組が一九〇六年であったから、この期間を「商会時代」と仮に名付けておくが、本来は同族主義に

基づくパートナーシップ、あるいはイギリス型ソキエタス（合名会社）であった。⁽⁴⁴⁾ 元来パートナーシップの特長は当座的で、メンバーの個人性が優先するため、客観的な特別会社財産 *Sondervermögen* が形成されず、個人的責任が組合全体にのしかかること、したがってメンバーの私的経済状態が組合の解体を惹起するところにある。前述の諸パートナーシップの交替においても、たとえば領事資格、経済的破綻、帰国、死亡などの諸事情が介在していたことをわれわれは既に見た。この問題性は J・M・Co. が設立されて以後も基礎において残存した。次にソキエタスというのは家族共同体ないし血縁関係を地盤にする。J・M・Co. の場合。最初からこうした血縁関係に基づいて発生したのではない（たとえばマニアック家の例があったとしても）。一八四二年の契約によって、「大家族主義」Muckle Hoo's Principle が定められたが、これはパートナーシップの当座性を止揚するための手段にすぎず、必ずしもソキエタス本来への復帰ではなかった（例えば Greenberg, op. cit., p. 38 "The family, acting as a unit of commercial enterprise, was valued as a source of strength."）。当座的パートナーシップから永続的な合名会社、あるいは特殊イギリス的ソキエタスへの転換といってもよい。「大家族主義」は株式会社改組後も続いており、一八五一年一たん縁が切れたと思われたジャーディン家とマセソン家との結合は J・M・Co. 系重役がロンドンのマセソン会社の社長におさまる慣例として復活した。通観してみると、やはりここでも個人企業↓合名会社↓合資会社↓株式会社という資本の集中史が見られる。

ところで「大家族主義」Muckle Hoo's Principle について考えると、一八三九年にジャーディン、一八四二年にマセソンが帰国するが、⁽⁴⁵⁾ 後者の帰国に際し、商会の支配は将来に互って両者の血筋を引く人間によってのみ行なわれるという規定を設けた。スコットランド語では *muckle* = great or much, *hoos* = hus(house) であるから、⁽⁴⁶⁾ *great house*（大家族＝大商社）の意になろう。⁽⁴⁶⁾ 日本では番頭制によって企業の支配が行なわれるが、ここでは創

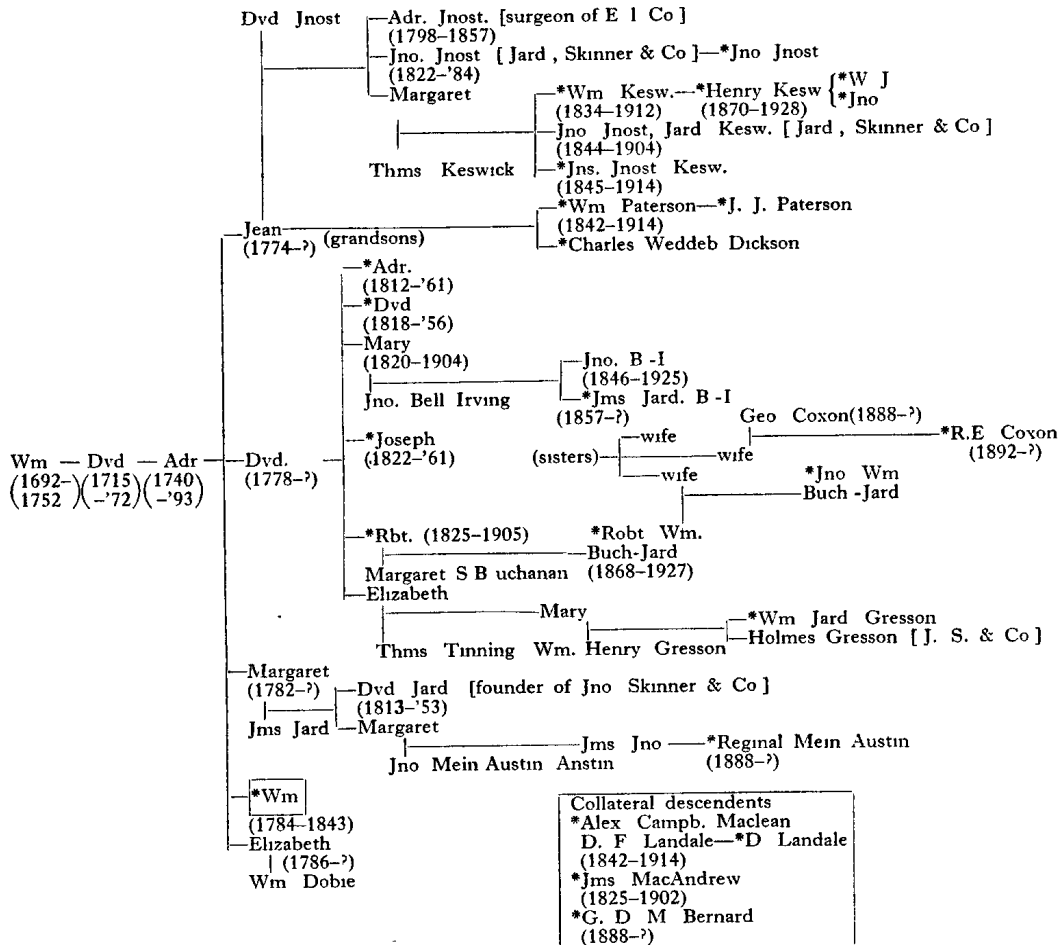
立者の直系子孫あるいは近親者が経営を支配する原則がとられる。ただマセソン家の系統はジェームズの甥アレクサンダー(前出)が一八五一年六月三〇日にこの商会を退社した時に一度切れたように見えるが、最近の事例では J・M・Co. の W. J. Keswick, John Keswick 兄弟(ウイリアム・ジャーディンの系統で、前出ウイリアム・ケズウィックの子孫)がロンドンのマセソン会社の社長・重役となっており、⁽⁴⁷⁾ やはり一応続いていると考えねばならない。なお会社の名称にマセソンの名があるのは創始者ジェームズの功績をたたえるためであるといわれるが、この原則の存続を表明していると見てもよい。次にマセソン、ジャーディン両家の系譜と一八三二—一九〇六年のパートナー及び一九〇六年以降の取締役のリストとを掲げておく。これらの諸表の比較によってこの原則の貫徹を知りうる。

THE MATHESON'S



THE JARDINE'S

(*partner or director)



Collateral descendents
 *Alex Campb. Maclean
 D. F Landale — *D Landale (1842-1914)
 *Jms MacAndrew (1825-1902)
 *G. D M Bernard (1888-?)

LIST OF PARTNERS, 1832—1906, AND DIRECTORS

- WILLIAM JARDINE, 1832—1840 ①
- SIR JAMES MATHESON, 1832—1842 ②
- HENRY WRIGHT, 1835—1836
- SIR ALEXANDER MATHESON, 1835—1852 ②
- ANDREW JARDINE, 1839—1845 ①
- WILLIAM ATEWART, 1842—1846
- DONALD MATHESON, 1843—1849 ②
- DAVID JARDINE, 1843—1856 ①
- JOSEPH JARDINE, 1845—1860 ①
- A G DALLAS, 1845—1854
- A C. MACLEAN, 1849—1858 ①
- SIR ROBERT JARDINE, 1852—1882 ①
- ALEXANDER PERCEVAL, 1852—1864 ②
- J C BOWRING, 1858—1864
- JAMES MACANDREW, 1858—1861 ①
- M 3A MACLEOD, 1858—1859
- JAMES WHITTALL, 1858—1876
- WILLIAM KESWICK, 1858—1912 ①
- R A HOUSTON, 1858—1879 ②
- HERBERT ST LEGER MATHESON, 1862—1879
- EDWARD WHITTALL, 1864—1875
- F B BULKELEY-JOHNSTONE, 1867—1886
- S A GOWER, 1868—1875
- HENRY MURRAY, 1868—1871
- WILLIAM PATERSON, 1875—1887 ①
- JOHN BELL-IRVING, 1876—1891 ①
- JAMES J KESWICK, 1876—1902 ①
- JAMES J BELL-IRVING, 1887—1902 ①
- JOHN MACREGOR, 1886—1893

(①) = Jardine (②) = Matheson

- HERBERT SMITH, 1887—q1893
- A. P MACEWAN, 1894—1901
- SIR E F ALFORD, 1894—1899
- ROBERT INGLIS, 1899—1904
- C. W DICKSON, 1900—1906 ①
- W J GRESSON, 1901—1910 ①
- HENRY KESWICK, 1902—1924 ①
- DAVID LANDALE, 1902—1921 ①
- W A C CRUICKSHANK, 1904—1908
- SIR ROBERT WH BUCHANAN JARDINE, 1905—1927 ①
- JAMES MACKIE, 1906—1910
- C. H ROSS, 1906—1920
- C E ANTON, 1911—1918
- JOHN JOHNSTONE, 1914—1923 ①
- T S FORREST, 1918—1920
- A BROOKE SMITH, 1918—1926
- JOHN BELL-IRVING, 1919—1923 ①
- D G M BERNARD, 1919—1928 ①
- L N LEEFE, 1920—1921
- B D F BEITH, 1921—
- J J PATERSON, 1921— ①
- R MEIN AUSTIN, 1923— ①
- G. W SHEPPARD, 1925—
- SIR JOHN WILLIAM BUCHANAN-JARDINE, 1927— ①
- R E COXON, 1928— ①

(JARDINE, MATHESON & CO LTD HK priv
 pittd 1934) による。

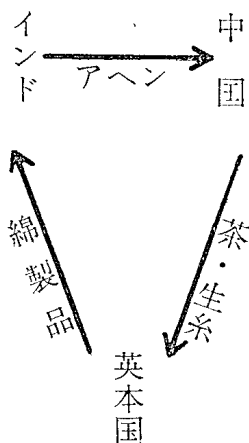
こうして J・M・Co. の基礎は固められたが、一八三三年前後の事情から観察していくと、J・M・Co. 設立前からジャーディン、マセソン両名の行なった自由貿易キャンペーンをまず取上げねばならぬ。彼等は“Canton Register”における文筆活動の他に、Thomas Dent & Co. の Robert Inglis (後に J・M・Co. のパートナーとなっている—前掲リスト参照) などと語らって、東インド会社の独占に対する攻撃を行なった。さらにイギリス国内でもリヴァプールの East India and China Association of Liverpool 及びマンチェスターの Manchester Chamber of Commerce などの自由貿易のキャンペーンと連絡した。とくに一八三〇年の議定会期中に請願が集中した。(48) こうして一八三二年の選挙法第一次改正後の中産階級の躍進の勢と合して、三三年一月召集の議会において東インド会社の中国貿易独占廃止(一八三四年四月二二日付実施)を獲得した。(51) これらのイギリス国内の自由貿易運動と J・M・Co. との関係は別に詳細に検討さるべき問題である。(52)

しかし東インド会社の独占権廃止は直ちに中国貿易の拡大を意味しない。というのは前にもふれたように、中国側は対外貿易については依然としてカントンの公行のみを通ずる局限策をとり、現に J・M・Co. も広利行、福隆行、興泰行などと取引していたが、さらに私貿易業者の扱うアヘンを禁圧する必要からますますきびしい制限・監視を加えられたからである。とりわけウィリアム・ジャーディンはアヘン貿易の巨頭として「鉄頭の老鼠」Iron-headed old rat と綽名されて要注意人物と看做され、その追放を一八三六年中国側から申渡されたほどであった。(35) J・M・Co. の初期の活動の本質を明白にしている。

かくして J・M・Co. は中国の生糸、茶を本国に輸入するいわゆる Home Trade (Country Trade に対応する) に従事することとなり、独占開放一カ月前の一八三四年二月二二日、早くも自由船サラ号(前出)に生糸その他を積込んで第一回の積出を行なった。その積荷は次頁の上の表の通りである。

だが、J・M・Co.の本領は、むしろ非法なインド——中国間アヘン貿易にあった。本国でも、この商会の

Sarah (488 tons) (Captain, Whiteside)	
Silk (Nanking)	2965 piculs
Silkpiece goods	11,250 pcs.
Nankeens	8,000 pcs.
Cassia bark	883 pcls.
Rhubarb	419 pcls.
China-root	7,475 pcls.
Sundries	2,600 dollars.
(Morse, op. cit., IV, p. 344)	



へん貿易をせしめて、"Opium is eminently beneficial to the Chinese, and ... they (J. M. & Co.) themselves are, a mere commercial considerations apart, philanthropic benefactors of the human race."⁽⁵⁴⁾と云ふ論議が出たし、ジャーディン自らの一八四〇年の議会の委員会で、"I think our moral scruples need not have been so very great"⁽⁵⁵⁾と云ふやうにJ・M・Co.が一八五五年二月二日付 Woodgate にあつた返信中に、"The traffic of opium has enormously extended the export of tea and silk from China to the British market, and enabled these articles to be supplied to the consumer at a low price than could otherwise have been the case."⁽⁵⁶⁾と書いているところから判断して、上左図のような三角貿易を彼等が担当し、アヘンの売込に良心の苛嘖どころか、むしろ誇りを感じていたことが判る。しかもこれがイギリス国内の自由貿易運動と世論との有力な承認を受けていたことは、一八三九年九月から一八四〇年五月までの間に、ロンドン、グラスゴー、マンチェスター、リヴァプール、ブラックバーン、ブリストルの諸商業会議所がアヘン問題に絡んでイギリス人が監禁された事件に断乎たる処置で中国に当るべきことをイギリス政府に迫ったこと、また一八五〇年四月の議会で海軍法院判事 Dr. Stephen Lushington が言明した語からも明らかである。⁽⁵⁷⁾

ともあれ、この貿易をテコにJ・M・Co.は次第に資本蓄積をとげ、一八三五年には中国最初の汽船 Jardine を

所有し、二人の他にそれぞれの甥 Andrew Johnstone, Alexander Matheson 及びマンニアック商会のパートナー H. Wright を加え、同時に海上火災保険事業に乗り出し、Union Insurance Society of Canton. を設立し、翌年 Canton Insurance Office を設けた。これはカントンの他の貿易業者と 'Dent & Co.' の指導下に資金一二五万メキシコ・ドル（払込五分の一）で組織した私的組合で、一八四一年ホンコンに移転し、六四年 Dent & Co. の破産とともに、イギリス貿易業者の代表が組織する経営委員会に委任され、一八八一年株式会社に改組された。その資本金は増加の一途を辿り、中国の他に南洋、インド、北・南米、日本に支店を拡張し、一九〇六一三九年の間に六社を合併し、支配した。J. M. Co. は中国総代理店を兼ね、一九三九年社長を派遣した。

一八三九年帰英したジャーデインは 'Bank of Asia' の設立発起人となったが、六四年その試みは挫折した。その上 'Magniac, Smiths & Co.' (London)⁽⁵⁸⁾ に加入していたが、一八四一年 Magniac, Jardine & Co. (London) と改称された。アヘン戦争が勃発すると一八四一年のホンコン占領と同時に商会はイースト・ポイント（東角）に早速本店を移した。マセソンもモンゴメリー・マーチンの舟山占領説に対して、ホンコン領有を夙に提唱していた。アヘン戦争の終了は J. M. Co. に満足すべきものとなった。この年マセソンは帰国するが、例の大家族主義を決定したのもこの年である。南京条約の結果、一八四三年一月一七日上海の開港が宣言されると、商会は一番乗りで土地借入を申込み、上海イギリス領事館に隣接する Lot No. 1 の土地を獲得して上海支店を設け、三四年 Alexander Grant Dallas を代表とした。序に、この一八四三年ジャーデインの甥 David Jardine は商会の姉妹商社 Jardine, Skinner & Co. を創設し、その子 Robert Jardine もこれに参加した。

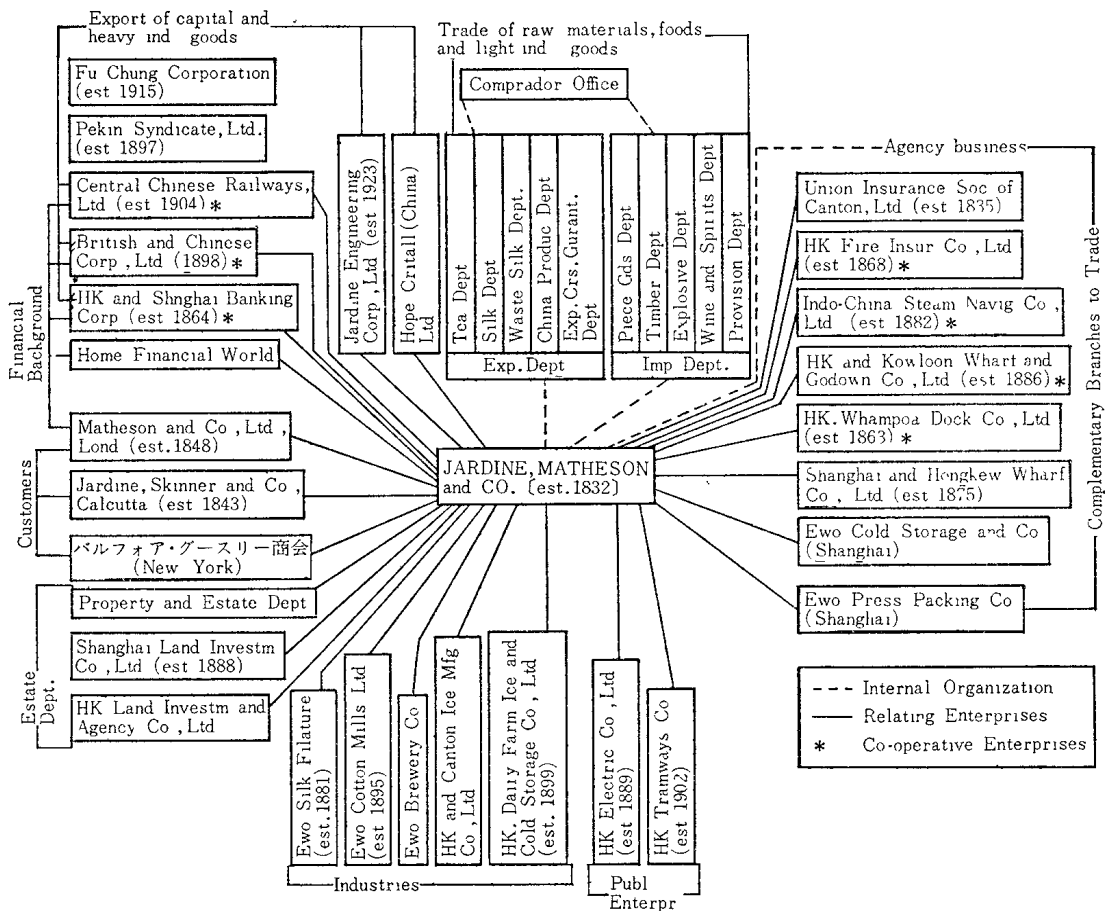
一八四六年の穀物法撤廃、三年後の航海条令の撤廃は自由貿易運動の勝利であり、商会は飛躍的発展の時を迎えた。⁽⁵⁹⁾ 一八四八年ロンドンで Andrew Johnstone, Alexander Matheson, Hugh Mackey Matheson, William Fraser

の四人が 'Matheson & Co.' という金融業を結成し、⁽⁶⁰⁾ 商会の金融機関及び本国代理店となって業務提携をしたので、大いに援助を受けることとなった。さらに一八五九年開国後の日本に横浜支店を設け、神奈川税関に接して英一番館を開設し、William Keswick を駐在せしめた。日本からの初期の輸出品は中国向けの品を含む生糸、菜種子、水油、寒天、昆布、銅、樟脳、椎茸などであった。⁽⁶¹⁾

十九世紀六、七十年代以降は一途に業務拡大の方向をとり、一八七四年以降はもはやアヘンを取扱うのをやめ、ドック、火災保険、埠頭倉庫業、鉄道投資、精糖、製氷、製糸、航海、紡績、染色、土地不動産、電気、酪乳、電車等の諸事業に手を広げ、また特筆すべきは一八六四年他の各社と相談の上、香港上海銀行を設立し、その中心的代表者となったこと、また一八八六年怡和公債（一一五万磅）、一八九五年克薩公債（一〇〇万磅）を発行して中国に対するイギリスの資本輸出の途を拓いたことである。もちろん単独で中国政府への借款を行なった訳で、その他にも種々の機関を通じて中国の鉄道借款にも莫大な金額を投じている。これらの経過については、一つ一つの論稿を要するであらう。

Ⅲ 本史二、株式会社時代（一九〇六—四四年）

一九〇六年株式会社に改組したことはイギリス帝国の発展の尖兵としての役割をこの会社が担うに至り、それに対応して会社形態を改めたものと解せられる。かくして巨大な資本と企業規模を擁するに至った文字通りの「会社」は、一九二三年 Jardine Engineering Corporation を設立した後、一九三九年当時、総資本金一三〇〇万磅の一大コンツェルンとして中国、日本の地に君臨した。貿易を中心にして、諸産業、諸事業を含み、しかも各企業間に金融的連関を緊密に保持させており、巨大な金融資本として成長した。その全体の機構を图示したも



のが松田、内田の両先学によって示されているが、その二通りのものから筆者の作成した図を上に掲げておこう。中国各地における一九三九年当時の支店は上海、漢口、天津、福州、青島、汕頭、南京、長沙、宜昌、重慶、営口、蕪湖、鎮江 (? Chunksiang) ハルピンであった。⁽⁶²⁾

しかし日中事変から第二次大戦への全面的拡大と、さらに中国内における国共抗争が会社のその後の運命を大きく変えた。たとえば上海その他中国内陸における諸工業設備、債権、政府、鉄道に対する借款の喪失、さらに貿易上での損失は巨大であり、また日本でも空襲その他により、当時貿易活動の中心だった神戸の事務所を焼失した。

IV 後 史(一九四五年以後)

ホンコンはなお第二次大戦後、イギリス植民地として残り、中共もこれに手をつけていない

が、現在微妙な立場におかれていることは周知の通りである。また日本との貿易も昭和二十二年（一九四七年）再開されたが、これもポンド切下げの新しい段階を迎えている。今後の動向はなお同会社に多難であろうことが想像できるが、昭和三四年に日本支社は百年史を出したこと前述の通りである。

以上のスケッチは誠に不充分であり、また必要な諸論点、諸問題を残しているが、もしこれ以上に出る研究を行なうとすれば、前記の基本文献、とくに(1)・(2)を根本的に探究することから出発せねばならぬ。しかしこの小論の目的は会社史研究の上で必要な基本的な諸論点を提示して、今後の研究の導きの糸を引き出すことであつたから、その大半の目的はこれで一応達した訳である。

（付記）本稿は昭和43年度文部省科学研究補助金による研究の一部であつて、社会経済史学会近畿部会〔同志社大学〕における報告に加筆したものである。一九六八・九・九）

- (1) 内田直作氏は「マゼソン」、松田智雄氏は「マヂスン」と発音されるが、会社自体の広告、刊行物に「マゼソン」と表現するので、後者にしたがう。本来「マッシュューズの息子」*Son of Matthews* を意味する姓であるから、これが正しい。
(Mackenzie, A., *History of the Mathesons*, 2nd ed. 1900. p. 4)
- (2) 日本では独立探算制をとり *Jardine, Matheson & Co., Japan, Ltd.* と称する。その店は東京本店〔東京都千代田区内幸町二の二富国生命館二一〇—一二号室〕、横浜〔横浜市中区山下町二一〕、大阪〔大阪市東区淡路町四の四五、香港上海銀行ビル〕、神戸代理店〔神戸市生田区京町八三〕にある。
- (3) *Jardine, Matheson & Co., Ltd. Jardine House, 22 Pedder St. P.O. Box. No. 70, Hongkong.*
- (4) 井上清邦訳『日本渡航記』岩波文庫一九頁。
- (5) 拙著『イギリス東インド会社史論』大阪府大経済研究叢書第一冊二一四頁の図を見よ。

- (6) Greenberg, M., *British Trade and the Opening of China, 1951*, pp. 38-9, 74.
- (7) 石井孝『幕末外国貿易史』その他。
- (8) ジャーデイン・マセソン・アンド・カムパニー(ジャパン)リミテッド『日本に於ける百年、英一番館』(昭34)一五頁参照。
- (9) この問題については大塚久雄『株式会社発生史論』、荒井政治『イギリス近代企業成立史』、本間輝雄『イギリス近代株式会社法形成史論』など興味ある諸労作がある。
- (10) 例えば荒井前掲書九八頁以下。本間前掲書一〇四頁以下。
- (11) 拙著『インド木綿工業史』(未来社、昭41)、同『キヤリコ論争史の研究』(風間書房、昭42)。
- (12) Greenberg, op. cit. p. 226.
- (13) Fairbank, J.K., *Trade and Diplomacy on the China Coast, Vol. 2, 1956*, p. 56.
- (14) このマセソンの著書は本誌研究ノートで紹介、分析されている。
- (15) 「怡和洋行」の名は、カントン十三行の中、最も富裕であった伍浩官怡和行(Howqua, Ewo Hong)の名をそのまま継承したもので、別に音訳の「渣甸洋行」の名があったが、余り普及しなかった(拙稿「広東における中国の対欧貿易の機構と推移」大阪府大経済研究第四六号、及び内田前掲論文(一)二二四頁註(1)参照)。
- (16) 既にその貿易独占はあらゆる部面で有名無実となっていたし、また会社自体が一七六五年のインドにおけるディワニ獲得以後、急速に地主化していった。また一七八四年のピットの India Act は会社を Board of Control (王冠)の統轄下に置いた(前掲拙著『会社史論』一九六、二〇一頁など)。
- (17) 拙稿「イギリス東インド貿易海運史の一断面」大阪府大歴史研究第四号八―九頁。
- (18) これを 'privilege tonnage' といい、J. M. C. の創始者ウィリアム・ジャーデインの船医としての割当は前述のように七トンであったという(Greenberg, op. cit., p. 39 n.)
- (19) 東インド会社はインドの反物類や中国の茶から、その貿易利益の大部分をえていたことは、一七七六―七九九年のいわゆる「インヴェストメント」の四年間平均の計算からも明白である(前掲拙著『会社史論』二一〇―一二頁)。
- (20) 同上拙著及び Scott, W.R., *Joint Stock Companies, Vol. II*, を見よ。
- (21) 拙稿「マカートニーの対中国貿易交渉」大阪府大経済研究四三号所収。

(22) たゞしば Morse, op. cit., Vol. IV. pp. 76, 128, 163, 327 に「一八二一—二三年の「カントン」マカオ」(この表現の意味は直ぐ後の註(26)に述べる)在住イギリス商人のリストをのせるが、その中*印を付して国名を付したものは、すべて「外国旗の下にかくれて」ゐる。

1823年

Charles Magniac* (プロシヤ領事)

Daniel Magniac* (同 副領事)

Thomas Dent* (サルディニア領事)

James Matheson* (デンマーク領事)

William Jardine

W. S. Davidson

Robert Berry* (ヌウェーデン領事)

1826年 (カントン)

Hollingworth Magniac

William Magniac

Wm. Jardine

Daniel Beale

Chay Beale

Magniac & Co.* (プロシヤ領事)

James Matheson

de Yrissari (ただしスペイン人)

Yrissari & Co.* } (デンマーク領事)
(及びスペイン国籍)

G. Matheson

1827年

Wm. Jardine

Chay Beale

Magniac & Co.* (プロシヤ領事)

(James Matheson* (デソマーク領事)
Alexander Matheson*)

1828年

Wm. Jardine } Magniac & Co.* (プロシア領事)
Hugh Matheson }

1829年

Wm. Jardine (デソマーク領事)
Jms. Matheson
F. Hollingwoth
Alex. Matheson
H. Wright
T.C. Beale } Magniac & Co.* (プロシア・デソマーク)

1832年

Magniac & Co.* → Jardine, Matheson & Co. (外国旗の下にかくれる必要なし)

(23) 前掲拙稿「対欧貿易の機構」中の付図を見よ。

(24) Greenberg, op. cit., p. 25.

(25) Ibid., p. 23 (ただし John Cox とあるのは誤りではないから) J. M. & Co., op. cit., pp. 7, 41.

(26) 「カントン」というが、一七五九年の中国の「防範外夷」(粵海関志第八冊八六―七頁)にも「通商の時期の過ぐる時は外人の広東に居住することを許さず」(貿易夷船其自進口以至帰掉原有定期本不許潜留内地)とあるように、実際は当時のヨーロッパ人の対中国貿易ではポルトガル領マカオに一年の大半を住み、ただ取引季節(一〇月より翌年三月まで)のみカントンの居住することを許されたにすぎない(拙稿「対欧貿易の機構」七五頁)。

(27) 船員中での程度の地位なのかよく判らないが、当然私貿易の特権と機会とを有していたと思われる (J.M. & Co., op. cit., p. 7)°

- (28) *Ibid.*, p. 42.
- (29) これがどんな紛争であったかは判然しない。しかし東インド会社の独占を侵すような私貿易商人の行動は多かれ少かれ会社と衝突する可能性はあった。だが他方、彼等商人のインド——中国間の私的貿易 *country trade*、実はアヘン貿易は東インド会社のインヴェストメント資金の五三パーセントを供給する資金源であったから、余計に「紛争」も厄介な様相を帯びたであろうことが想像できる (*Greenberg, op. cit.*, pp. 24-5)。
- なお、ロックスは帰国後、スウェーデン海軍に入り、アラスカのロシア基地攻撃に参加したり、一七九一年再度黄埔 Whampoa に来たが、この年死去している (*Ibid.*, p. 25)。
- (30) この時はハシルトンはこのパートナーシップに加入はしていないで、ただリードと組んでビーバーの毛皮の取引を行ったのみである (*J.M. & Co., op. cit.*, p. 8) なお David Reid と John Reid との関係の有無は今のところ不明である。
- (31) 'free' は 'unlicensed' の意味であろうか。
- (32) 内田前掲論文(一)二一九頁には「各自四株所有」と説明しているが、これでは意味をなさない。
- (33) このチャールズには八人の息子があり、四番目、五番目の息子 Fry, Lane とともに東インド会社に勤務し、後者はインドにいた (1821-3) こともある (*J. M. & Co., op. cit.*, p. 10)。
- (34) 領事資格はその証明の書類 *certificate of naturalization* (中立資格証明—松田氏訳) を所持していればよかった。この Magniac & Co. がパートナーシップであるのは "behaved the profits" という文言からも判明する。この点は後述 (*Ibid.*, pp. 9, 11)° なおホリングワース領事という推定を許す材料として、一八二四年マカオ在住外人の内に Chales Magniac (*Consul*), Daniel Magnic (*Vice-Consul*) とある (*Ibid.*, p. 10)°。
- (35) *Ibid.*, p. 13.
- (36) 一八〇三—四年 "Brunswick" 一八〇五—一四年 "Glanton"、および "Windham" の船医で、前にもいったように七トンの私貿易を許され、これによって私貿易業者となる機会をえた (*Greenberg, op. cit.*, p. 39 n.)°。
- (37) 当時ボムベイはパルシー (後出) やイギリス商人によってマルワ地方アヘンが積出される根拠地となっていた。
- (38) *J.M. & Co., op. cit.*, p. 11.
- (39) Mackenzie, *op. cit.* pp. 132, 142 ff.

- (40) J.M. & Co., op. cit., pp. 11~2.
- (41) 一八三三—五年の記録が Matheson, op. cit., p. 136 ff. にある。
- (42) Greenberg, op. cit., p. 23.
- (43) Ibid., pp. 99, 104, 113, 118, 124-5, 137, 206-7: Fairbank, op. cit., Vol. 1, p. 64.
- (44) これらについては大塚前掲書一、二三、七〇、二一七頁などを参照せよ。
- (45) 帰国後ジャーデインは代議士、土地貴族となり一八四三年死亡、マセンソンも同じく代議士、土地貴族、一時 P & O. Steam-Packet Co. の社長となり、一八七八年二月三十一日死亡した(内田前掲(二二四頁))。
- (46) 勝田孝興『愛蘭英語と蘇格蘭英語』四四—五頁。
- (47) 前掲「日本に於ける百年」口絵写真の説明を見よ。
- (48) 一八二〇年創設、綿工業の利害を促進するに積極的であった(Lucy Brown, The Board of Trade and the Free-Trade Movement, 1830-42, 1958, p. 182)これら二つの機関の請願書はマセンソンの前掲書の末尾にある。
- (49) Ibid., p. 4: Bland, Brown & Tawney, English Econ. Hist., Select Documents, 1914, pp. 698-701.
- (50) 拙著『イギリス近代工業の生成と展開』参照。
- (51) L. Brown, op. cit., p. 54. 北野大吉『英国自由貿易運動史』二四五—五四頁。
- (52) やじの Armitage-Smith, G., The Free-Trade Movement and its Results, Lond., 1903; Mongredien, A., History of the Free-Trade Movement in England, Lond. 1897 など参照。
- (53) 矢野前掲書九二—三頁、拙稿「対欧貿易の機構」八一、八四頁。
- (54) Quarterly Review, Vol. 130, p. 101.
- (55) Report, Select Committee on China Trade, 1840, p. 100.
- (56) Papers relating to the Opium Trade in China, 1842-56.
- (57) 矢野前掲書、その語はこうである。「イギリスとしてはアヘン貿易を停止すべき干渉はできない。……支那は自ら適当と考うればアヘン貿易を禁ずる完全の権あるのみならず、イギリス人が支那の禁じているアヘン貿易を止めない場合、他の一切の貿易よりこれを排除する権利がある。またそのアヘン貿易禁止の意に関して適当な警告を与えたる後、これに従事して

いるイギリス人を発見次第、その国法にしたがって逮捕し、処罰する権利がある。……（しかし！）カントンにおいて無罪者は有罪者と共に罰せられた。アヘンは支那政府の金儲けのために没収された。井水は毒を投ぜられ……イギリス人の住宅は焼却されんとした。イギリスは権利、正義の各原則より、また神人の法律により、匡正を要求する権がある……。」

(58) これは前出 Hollingworth Magniac が John Abel Smith, Thomas Charles Smith, Oswald Smith と合同して 3 Lombard St., London に開設したものである（内田(二)一六七頁）。

(59) 北野前掲書四〇七―三四頁。

(60) これも一九〇六年株式会社に改組され、J・M・Co. からも社長、重役が出た（内田前掲論文(二)一九六頁）。

(61) 「英一番館」一六頁 J.M. & Co., op. cit., pp. 33-4.

(62) J.M. & Co., op. cit., p. 38.